

河川整備計画の変更予定について

- 本県では、平成28年度までに県内7圏域すべての圏域で河川整備計画を策定済。
- その後、事業進捗状況などを踏まえ、これまで東近江(H22.7)、甲賀・湖南(H26.12)、湖北(R3.3)の3圏域について計画の変更を行った。
- 今般、事業進捗が図られたことや計画の熟度が高まったことを受け、以下の5圏域について河川整備計画の変更計画策定作業に着手。
 - ・信楽・大津圏域、甲賀・湖南圏域、東近江圏域（令和5年度内の変更認可目標）
 - ・志賀・大津圏域、湖東圏域（令和6年度内の変更認可目標）
- 令和5年度内に変更認可目標の信楽・大津、甲賀・湖南、東近江圏域のスケジュール案は以下のとおり。

河川整備計画(信楽・大津、甲賀・湖南、東近江圏域) 変更スケジュール(案)

フェーズ		令和4年度			令和5年度		
住民説明会	令和4年内			住民説明会			
法手続き	令和4年度内～				法手続き		
変更認可申請	令和5年内						変更認可申請
変更認可	令和5年度内						変更認可

【委員の先生】

- ・現地視察
- ・淡海の川づくり検討委員会

- ・地域住民縦覧(法第16条の二4)
- ・学識意見聴取(法第16条の二3)
- ・関係市町長意見聴取(法第16条の二5)